

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人エール・フォーユー

②評価調査者研修修了番号

S2021021
SK2024024
S2024009

③施設名等

名称：	山形学園
施設長氏名：	高崎 孝一
定 員：	37名
所在地(都道府県)：	山形県
所在地(市町村以下)：	山形市蔵王上野924
T E L：	023-688-2678
U R L：	Yamagatashi-s.j.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1949/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団
職員数 常勤職員：	25名
職員数 非常勤職員：	10名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（イ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	12名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	調理員
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（カ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	1人部屋（14部屋）、3人部屋（7部屋）
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】
法の理念に基づき、よい環境の中で愛情を持って養護にあたり、将来、心身共に健やかな社会人として自立できるように育成する。
【基本方針】
○職員は、豊かな心と柔軟な思考・意欲を培いながら研鑽を高め、チームワークを図りながら愛情を持って児童の育成に当たる。
○地域社会との交流・連携を深め、施設の理解を図りながら、児童の自主性や社会適応力の涵養に努める。

⑤施設の特徴的な取組

○子ども達の年齢や個々の発達段階に応じた個別的な対応が出来るよう、職員体制を整備している。
○S S T（ソーシャルスキルトレーニング）、性教育、命の学習、C A Pワークの取組みの充実や個を大切に生活支援を行っている。
○リービングケアおよびアフターケアの充実

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2026/5/2
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/7/15
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和5年度（和暦）

⑦総評

◆特に評価の高い点

1. 社会性を養う養育・支援

子ども達にとって安心できる環境を整え、職員間の対話と協働を重視し、それぞれ専門職としての強みを活かしチームで取り組んでいます。子ども自身が大切な存在であることを実感しながら、将来への力を蓄えていけるように支援しています。

SST(ソーシャルスキルトレーニング)に取り組み、小学生対象のセカンドステップ、中学生対象のサードステップ、CAP子どもワーク等の実施により、安心、自信、自由の権利の大切さを学び、人を傷つけてはならないことを再確認することで、教わったことを生活の中で実践でき、生活に落ち着きがみられています。また、高校三年生等を対象にしたフレッシュマンスタート講座(社会人講座)など勉強会を定期的実施し、退園後に適切な社会生活を送れるように支援しています。

子ども一人ひとりに合わせたステップをつくり、適切な外出・買い物ができるように外出指導を実施し、園外活動、ボランティア等の体験を通して生活体験の拡大を図りながら、社会性を養えるように養育・支援しています。

2. アフターケアの取組 ～実家としての機能～

退園した子どもが、スムーズに社会的自立を行うことができるように、充実したアフターケアを実施しています。家庭復帰については、長年にわたる家庭との交流を続けながら児童相談所等の関係機関との連携が成果につながっています。自立支援担当職員が窓口となり、定期的な状況確認や生活支援、各種手続きの相談・支援など充実したアフターケアを行っています。SNSを利用し退園生が気軽に返信できる体制を構築し、バーベキューなどの行事に退園生が集まれる機会をつくっています。退園後も人生の節目に基金からお祝い金を渡すなど継続して支援しており、実家のように帰ってこられる雰囲気と関係づくりに取り組んでいます。

3. ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくり

入所施設として24時間支援する勤務体制が確立されているが、不規則な勤務形態の中で職員からの意見やアイデアを大切に、業務改善委員会等において課題を整理し「やりにくさ」「ムダ」を減らしながら、より働きやすい環境づくりを進めています。拘束時間が長かった勤務形態を変更し、職員の家庭生活に配慮した業務見直しを行っています。また、時間外労働の削減に向け、会議や行事等の見直しや、産休・育休を取得しやすい環境を整え、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

◆改善を求められる点

1. 『支援に関する対応マニュアル』における『子どもの権利擁護』について

①権利擁護の包括的マニュアルの作成

虐待防止に関する『被措置児童虐待防止マニュアル』はあるものの、権利擁護を包括的に記載された箇所が見当たらないため、『子どもの権利条約』を参考に、『差別の禁止』、『子どもの最善の利益』、『生命、生存及び発達に対する権利』、『子どもの意見の尊重』といった基本的な4つの原則等について職員が振り返ることができるマニュアルの整備が望まれます。

②『被措置児童虐待防止マニュアル』の見直し

子ども家庭庁の『被措置児童等虐待対応ガイドライン』が令和7年10月に改訂されたことに伴い、『山形県被措置児童等虐待対応ガイドライン』も令和7年10月に改訂されています。マニュアルの内容については、県のガイドライン等を参考にし、山形学園での取組を中心に作成されることが望まれます。また、万が一の虐待対応の流れについては、県のガイドラインに則り、フローチャートなど図解等も使い、施設としてスムーズに対応できるマニュアルに見直されることに期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審することで、私たちが日頃実践している支援や施設の運営等について広い範囲に渡り評価していただき、客観的に振り返ることができる機会となりました。

改善点については早急に見直しを図り支援へとつなげていきたいと考えております。また評価をいただいた点については今後もより充実した支援や環境を整えていけるよう努めてまいりたいと思います。

今回の受審結果を受け、職員一人ひとりがさらに質の高い支援に繋げられるよう意識して取り組んでいくとともに、入所している子どもたちが安心・安全に暮らしていけるよう、チームとしての支援を大切にしながら、地域にとっても必要とされる施設環境を整えていきたいと考えております。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、こどもや保護者等への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【コメント】		
理念、基本方針は毎年事業計画に記載し、職員会議で共有している。ホームページにも掲載しており周知が図られている。現在使用しているパンフレットには理念の記載がないが、次の印刷の際には掲載される予定である。こどもの保護者に対しては口頭で説明している。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	☐ こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	
【コメント】		
山形県社会的養育推進計画および、山形市の指定管理者として市の福祉計画を把握し分析している。児童相談所とはほぼ毎日、こども達の通っている学校の担任の先生方とは頻りに情報交換をしている。施設の経営状況については、顧問税理士の毎月の監査を通じて的確に把握・分析されている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
【コメント】		
経営課題として「職員の確保」、「職員の育成」、「業務改善」と明確にしておき、山形市および、母体の社会福祉法人山形市社会福祉事業団と連携し、採用活動、教育計画と実行、業務改善といった経営課題解決に取り組んでいる。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
【コメント】 小規模化、家庭的環境の実現、高機能化及び多機能化といった国の方針と『山形県社会的養育推進計画』にもとづき、中・長期的なビジョンを明確にした計画として、『指定管理に係る事業計画書』を策定している。指定管理者の更新の度に見直しを行っているものの、職員向けに中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定が望まれる。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【コメント】 令和8年度山形県社会福祉事業団の事業計画・予算書に、山形学園の本年度の重点目標(児童の意見を反映させた支援、業務内容の見直しによる職員が働きやすい職場環境づくり、退園児童へのアフターケア、家族関係の再構築)が記載されている。山形学園単独の事業計画書は実行可能で具体的な内容になっている。目標は定性的な内容がほとんどであるため、数値目標を立てて成果測定を数字で行うものはほとんどない。例えば、県の『こども・子育て笑顔プラン』(令和7年3月)に「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得促進による児童養護施設等職員の専門性の向上とあるので、資格取得者人数を目標に入れること等が考えられる。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。	
【コメント】 事業計画は、運営会議、職員会議により、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。事業計画の実施状況は毎月の運営会議において把握され評価・見直しが行われている。職員への周知は職員会議にて行っている。		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
【コメント】		
保護者からの虐待により入所している子どもがほとんどであり、保護者に対しては児童相談所を通じて周知している。新年度の事業計画を掲示物や口頭で周知しているが、子どもや保護者向けにわかりやすく解説した資料等の作成に課題がある。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	
【コメント】		
養育・支援の質の向上に向け「第三者評価の自己評価シート」を使い、定められた評価基準にもとづいて、毎年自己評価を行っている。評価・分析は業務改善委員会で行い、職員会議等で共有している。評価・分析結果による計画の見直しは運営会議で行っており、組織的にPDCAサイクルを実行している。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
【コメント】		
第三者評価を3年に一度受け、自己評価を毎年行っている。評価結果は事業計画書に掲載し全職員で共有している。評価・分析結果をもとに運営会議等で取り組むべき課題を明確にしている。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 ☐施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ☐施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。 ☐施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ☐平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	a
【コメント】		
施設長の役割と責任については職務分掌表に明確に定義されている。年度当初の職員会議にて自らの役割と責任を表明し理解を図っている。施設長不在時の権限委任についてBCP（事業継続計画）および定款施行細則に明文化している。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 ☐施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 ☐施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ☐施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ☐施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	a
【コメント】		
施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、取引業者、行政関係者等の利害関係者と適正な関係を保持している。施設長は児童養護施設協議会に参加し法令遵守に関する情報を得ており、職員に周知しているほか、法令遵守のコンプライアンス研修を毎年行っている。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 (社会的養護共通) ☐施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	a
【コメント】		
施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、職員に対し内部・外部の研修への積極的な参加を促している。また、働きやすい職場環境づくりのために業務見直しを進めており、指導力を発揮している。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
【コメント】		
当施設は、社会福祉法人山形市社会福祉事業団の一拠点区分であり、かつ山形市の指定管理者として事業を行っている。管理運営経費については指定管理料の範囲内という制約のあるなか、施設長は、新任後短期間で職員を掌握し、適正な人員配置や業務見直しを進め、働きやすい職場づくりに指導力を発揮している。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
【コメント】		
人材確保については法人本部で採用試験を実施しているが、労働人口の減少などの社会情勢もあり計画的な人材確保が課題になっている。加算制度上の専門職員については、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、看護師等を配置し、人員体制の充実に努めている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
【コメント】		
施設の運営方針・理念にもとづいて事業計画書に期待する職員像等が明記されており、一人ひとりのこどもに寄り添い関わりながら養育を担う仕組みができている。人事管理については法人本部で総合的に管理しているが、施設内では職員との面談により職務に関する進捗状況の確認や助言等を実施している。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【コメント】

職員のアンケート等を実施して長時間の勤務シフトによる職員の負担を軽減するため勤務時間を見直すなど働きやすい職場づくりに取り組んでいる。有給休暇、夏季休暇のほか育児休業制度も定着しており、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

事業計画書の「山形学園で働く職員としての必要な諸事項」に沿って職員の職務に関する面接等は実施されている。職員一人ひとりの目標を明確に設定し、中間面接による進捗状況の確認等も取り入れた育成の仕組みづくりに期待したい。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

年間の研修計画が策定されており、内部研修の中で被措置児童虐待防止マニュアルや参考文献をもとに「スキルアップ研修会」を処遇職員全員に実施している。事業計画の職員体制等に、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示されることに期待したい。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

新任職員等への個別的なOJTについては、ユニット担当職員が担いながらユニットリーダーによる助言等のサポートや振り返りを行い、新任職員等の職務の習得に取り組んでいる。職務経験の浅い心理療法師への児童精神科医による定期的なスーパービジョンやケースカンファレンスの体制も確立している。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

【コメント】

保育士として児童養護施設での勤務を志望している実習生が多い傾向がみられ、知識や技術の習得よりこども達との関わりを重視しながら、施設で働きたいと思ってもらえるように養育・支援している。指導者として実習生等の養育・支援に関わる専門職のスキルアップに向け、指導者に対する研修体制の確立に期待したい。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	

【コメント】

昨年11月より開始したSNSでは、こども達のプライバシーに配慮しながら施設の様子を公開しており、コメントや地域の方からの反応もみられ、ボランティア募集の問合せ等にも繋がっている。施設で行っている活動等を掲載した「学園だより」を定期的に発行し、地域にも配布している。今後、施設の運営方針・理念等も地域に向けて明示できるように「学園だより」への掲載に期待したい。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
【コメント】		
施設の事業、財務について、税理士による監査を毎月実施しており、透明性の高い適正な運営が行われている。また、山形県からの指導監査も毎年受けており、適正な施設運営に取り組んでいる。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
【コメント】		
小学生までのこどもを中心に地区の「流しそうめん」等の行事に参加している。余暇時間には、個々のこどものニーズに応じて、職員付き添いによる買い物や映画鑑賞、ボウリングなど社会資源の利用を通じて社会性が身につくように支援している。学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりについては、放課後の部活動等により時間的な確保や、施設周辺の安全な環境整備等が課題になっている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
【コメント】		
ボランティアの募集・受入れについては、主に山形市社協やSNSを通じて行っており、大学生や施設を退職した経験のある方といっしょに遊び学習の支援も受けている。今後、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化し、ボランティアに対するこどもとの交流を図るうえで必要な研修を実施できるように期待したい。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 ☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ☐ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	a
【コメント】		
児童相談所等の関係機関や学校と連携し、こどもの課題解決に向けて情報を共有し統一した支援ができるように、それぞれの立場から関わり退園後もフォローしている。退園後のアフターケアとして、不安を軽減できるように来園や職員の訪問等による相談・助言等を実施している。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 (社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 (5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	b
【コメント】		
小学校の学校運営協議会等にて地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めており、生活課題として周辺地域に街灯が少なく暗いことや昨今のクマ対策が挙げられ、施設への帰りが遅くなる際には職員が迎えにいくなど対策を講じている。障がい者グループのレクリエーション活動等に体育館を開放し、地域貢献に努めている。施設の専門性を活かし、地域の子育て支援の拠点施設として、地域住民の多様な相談に応じる機能も担えるように今後の取組に期待したい。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 ☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	b
【コメント】		
支援が必要なケースを市と情報共有しながら、子育て短期支援事業のショートステイ・トワイライトステイで受け入れている。地域の里親支援として、里親サロンを定期開催している。地域の防災対策については、地域住民の安心・安全のための備えや支援の取組等に今後期待したい。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 ☐ 理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。 ☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。 ☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	a
【コメント】		
職員は、こどもに対する姿勢を共通理解のもと、毎年事業計画に運営方針・理念・処遇方針を明示している。こどもの尊重や基本的人権への配慮については、人権擁護のためのチェックリストで自己点検を行い振り返り、専門職からの研修も受け、理解し実践している。		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 ☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。 ☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	a
【コメント】		
山形学園のきまり、支援に関する対応マニュアルを具体的に策定し、こどものプライバシーへの配慮した養育・支援を行っている。園は小規模化、小規模グループケアを行い基本的に個室となっておりプライバシーが守られている環境となっている。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ☐ 施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐ 見学等の希望に対応している。 ☐ こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	a
【コメント】		
児童相談所と一緒に見学に来所の際は、一日の流れや『子どもの権利ノート』を利用し、また写真や冊子を活用し、こどもの年齢に応じた説明を行いスムーズに入所できるようにしている。こどもからの質問等には丁寧に回答している。関係機関と連携を密にして対応している。		

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 ☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。 ☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。 ☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	a
【コメント】 養育・支援の開始には児童相談所と連携・調整を行い、施設の安心・安全を子どもや保護者等に説明している。入所は子どもの自己決定を大事にしており、心理士等が継続的に関わり不安がないように、年齢・理解力に応じた説明を行っている。		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 ☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。 ☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	a
【コメント】 退園に当たっては関係機関とケース検討会等を行いスムーズに移行できるよう重視している。自立支援に関するマニュアルを基に「自立支援計画票」を作成し、「フレッシュマンスタート講座」で退園に向け社会人として必要な他分野の基礎知識を学ぶ機会を設け「自立のためのハンドブック」を渡している。退所後は自立支援担当職員が窓口となり継続した支援を行っている。		
(3) こどもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 ☐ こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。 ☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。 ☐ 職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。 ☐ こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。 ☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	b
【コメント】 毎年8月にアンケートを取り満足度を調査、また日頃から子ども達といっしょに生活する中でいろいろな意見や要望を聞いている。内容については職員会議で検討し満足の向上に繋げている。今後はこどもの満足度の向上を把握するためにも、こどもを参加させての検討会議が行われることに期待したい。		

(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【コメント】

苦情解決規程を制定し意見箱は設置しており、管理運営に関することの文書の中に苦情についての項目を掲げフローチャートで流れを載せて対応している。こども達からは普段の生活の中から聞き取り、園内で解決できることは話し合って対応している。法人全体でも苦情解決委員会を定期的開催し、苦情があった場合は随時開催する等解決の仕組みが確立されている。

②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	

【コメント】

こどもには苦情や困った時には担当職員以外の職員でも相談できることを伝えており、また普段から丁寧に話を聞いて職員間でも共有している。さらに、「山形県意見表明等支援事業」(アドボケイト)を取入れ、より良い声を出せるように、またより拾えるような仕組みも構築している。

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

要望や苦情については意見箱の設置、アンケートの実施など、こどもの意見を積極的に把握することに努めている。相談や意見が出た場合は、運営会議等で検討して職員間では共有している。結果については園長が説明し、理解・納得がいくまで繰り返し説明している。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 マニュアルを策定し、ヒヤリハットや事故報告は日々のケース記録に記載し職員に直ぐに周知し事故防止に努めている。安全管理委員会で事例の共有分析を行い、日常に潜むリスクの防止策を検討し安心・安全な養育・支援に繋げている。これから警備会社と契約しシステムの導入も予定している。		
②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	a
【コメント】 感染症予防マニュアルを作成し、職員へも周知している。看護師からの指導や助言等もあり予防や発生時における体制は整備されている。予防接種については接種歴の確認と嘱託医に相談して接種し、不安の無いように取り組んでいる。		
③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的にしている。 ☐ 災害時の対応体制が決められている。 ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。 ☐ こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	a
【コメント】 防災管理計画を策定し、自衛消防隊編成表にもとづき役割分担を定め、あらゆる災害を想定した年間防災訓練計画を作成し、毎月こどもも参加しての訓練を行い、内容によっては近隣の施設と連携し合同で総合訓練も実施している。水・食料・毛布等は十分に備蓄し、コンロ・発電機も備え有事に備えている。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 ☐標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ☐標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 ☐標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ☐標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	a
【コメント】		
養育・支援についての標準的な実施方法はマニュアルに記載して、職員間で差異が無いように処遇会議で方向性を確認し周知している。個別的な支援については支援計画を作成し対応している。職員は年2回自己評価を行い養育・支援の自己チェックもしている。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 ☐養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。 ☐養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。 ☐検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。 ☐検証・見直しにあたり、職員やこども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	a
【コメント】		
職員会議・処遇会議・フロア会議等を定期的に行われ、検証・見直しが行われ、会議で決定したことは、会議録や回覧で知らせ、緊急性の高いものについては口頭や掲示板に掲示し職員へ周知している。行事や買い物等へのこども達の意見や要望を聞き検討し、生活に反映されるよう努め自信と満足に繋げている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 ☐自立支援計画策定の責任者を設置している。 ☐アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ☐部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ☐自立支援計画には、こども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。 ☐自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、こどもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ☐支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
自立支援計画は、担当職員が児童相談所からの情報や、多職種の職員の意向も踏まえ担当者が作成している。処遇会議のなかで検討し自立支援計画を策定して、職員間でも共有している。また、自立支援計画にはこども一人ひとりの具体的なニーズや養育・支援の内容等が明示されている。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【コメント】

自立支援計画の評価・見直しは5月・7月・11月の3回実施している。多職種から意見等を聞き養育・支援の質の向上に努めている。見直しを行うタイミングとしては目標が達成された場合やこどもの成長に合わせて実施している。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	

【コメント】

毎日の業務日誌、記録簿等はパソコンのソフトに入力し、出勤時には必ず目を通してから勤務に就いている。朝礼と午後の打ち合わせ時は当日の動きやこどもの変化等があれば引継ぎ、ホワイトボードにも記載している。

②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	

【コメント】

個人情報については、法人の規程・指定管理の規定にもとづいて園長が管理責任者となり、厳重に管理している。入所・退所時の保護者等からの複数の書類への署名・捺印時は児童相談所立会いのもと行われている。職員は、個人情報保護規程等を研修や職員会議で理解し遵守している。

内容評価基準（24項目）

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 ☐こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。 ☐権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 ☐権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 ☐こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	b
【コメント】 現状、『支援に関する対応マニュアル』に「虐待防止」を扱ったページはあるが、権利擁護を包括的に扱っているページが見当たらない。『子どもの権利条約』がベースとなっている『子どもの権利ノート』を使って職員がこどもを指導する場合に参照するマニュアル（例えば、『子どもの権利条約』 基本の4原則「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」について等）があっても良いと考える。また、現在の『被措置児童虐待防止マニュアル』は、引用されているガイドラインが古く、令和7年10月に改正版が出ている。また、現状ではマニュアルというよりガイドラインそのものであるため、フローチャート等の図解等を使い、誰が対応しても一定の結果が得られるマニュアルに改訂することが望まれる。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 ☐権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。 ☐こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。 ☐職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。 ☐こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。 ☐年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	a
【コメント】 ユニット構成においては、年齢を混合し障がい児を含めた構成とすることで、日常生活の中で思いやりの心を育み他者理解が深まるように工夫している。またCAPおとなワークショップ、子どもワークショップを毎年実施し、職員とこどもに対してこどもの権利について学ぶ機会を設けている。	

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	☐ 事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
	☐ こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。	

【コメント】

こども毎の発達段階、理解力の違いや家族との状況に応じ、児童相談所等の関係機関や保護者とも相談し、こどもの生い立ちを振り返る取組を行っている。学校とも情報を共有し振り返り後の様子を観察している。また、こどもと一緒に写真の整理を行い、成長の振り返りを行っている。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
	☐ こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

CAPワークショップの講師による全職員への研修会を毎年行っている。被措置児童等虐待の届け出・通告制度については、『子どもの権利ノート』を配布しこどもに説明しており、こどもが自ら訴えることができるようにしている。また、外部チェックとして児童相談所が定期的にこどもへの聞き取りを行っており、不適切な関わりが行われていないかを確認している。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	
	☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	
	☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	

【コメント】

こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、入所前の面会、説明、見学を必ず実施しており事前準備を徹底している。また、『自立のためのハンドブック』を用意し退所に伴う不安の軽減を図っている。退所後においても、家庭訪問や電話のサポートの他、施設のSNSでも相談を受け付けている。また、退所することも達の安定した生活基盤の確保のため、『山形学園ひとつぶの種の会基金』という独自の基金による直接的な経済的支援が行われている。

②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	

【コメント】

退所し就職や進学をすることも安定した社会生活を送ることができるよう法律教室や一人暮らし体験、ライフデザイン等が学べるフレッシュマンスタート講座を毎年行っている。また、退所者が気軽に施設に来られる受入れ体制を作り、「実家」としての役割も担っており、退所者が施設行事のボランティアとして参加する等、退所後も交流が継続している。行事の案内等は連絡が取れなくなるまで継続して長期間行っている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。	
	☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
	☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
	☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
	☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
【コメント】 様々な課題を抱えて配慮が必要なこどもへの関わり方など外部研修にて習得し、施設内で共有しながら実践に活かしている。各ユニットの担当職員がこども一人ひとりに寄り添い、こどもの感情を受け止めながら養育・支援している。こどもを理解し、受容的・支持的な態度でユニット担当職員が支援できるようにフロアリーダー、サブリーダーが相談・助言などサポートする体制になっている。		
②	A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ こども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	
	☐ 基本的欲求の充足において、こどもと職員との関係性を重視している。	
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	
	☐ こどもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員とこどもが個別的に触れ合う時間を確保している。	
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	
【コメント】 日常生活の中で信頼関係の構築に向けて、担当職員を中心に個別の関わりや外出の機会を通じて触れ合う時間を確保している。こども一人ひとりの基本的欲求が満たされるように、こどもの意思を尊重しながら、粘り強く繰り返し関わり養育・支援している。		
③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	
	☐ こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
	☐ こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	
	☐ こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	
【コメント】 こども一人ひとりに寄り添いながら見守る姿勢を大切にしている。つまずきや失敗の体験を受け止め、こどもの気持ちに共感しながら、こども自身が気づき、次に向けて前向きになれるように支援している。		

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 ☐施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。 ☐日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。 ☐幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。 ☐学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。 ☐子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。 ☐幼稚園等に通わせている。 ☐子どもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	a
【コメント】 学校等と連携しながら学びや遊びに関する情報を共有している。年齢層や発達状況に応じて余暇時間には敷地内での活動や、外出にて社会体験を増やしていけるように支援している。		
⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 ☐子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。 ☐子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。 ☐地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。 ☐発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。 ☐発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	a
【コメント】 日常生活の中で基本的な生活習慣が身につくように養育・支援している。子ども達の地域での活動については、安全面に留意しながら、ボランティア参加や園外活動を通して社会性を習得できるように取り組んでいる。		
(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。 ☐楽しい雰囲気ですり食事できるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。 ☐食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。 ☐食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。 ☐定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。 ☐基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	a
【コメント】 子ども一人ひとりが楽しみながら食事できるように、毎週ユニットでの調理実習や誕生日の希望献立などに取り組んでいる。また、菜園で採れた野菜の収穫祭や季節感のある献立など自然の恵みに対する感謝の気持ちを育む機会を設けている。		

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	
	☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	
	☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	

【コメント】

こどもの年齢や発達状況に応じて、職員といっしょに季節に合った衣服を選んで着用し、洗濯をするなど、成長とともに自立できるように支援している。小学校高学年頃から職員と一緒に買い物に外出し、衣服を選択・購入できるように配慮している。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	

【コメント】

掃除や整理整頓について、職員がいっしょに行いながら一人で習慣的にできるように支援している。こども一人ひとりが安心して生活できる居場所として実感できるように、また、中学生以上にはプライバシーに配慮して個室を提供できるように努めている。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	
	☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
	☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【コメント】

こどもの年齢層に応じて発達状況を把握し、定期的な健康診断等も行いながら健康管理に努めている。服薬管理については、ユニット職員と看護師によるダブルチェックを実施し、誤薬のないように取り組んでいる。

(6) 性に関する教育

①	A16 こどもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
	☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	
	☐ 性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢・発達状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。	

【コメント】

こどもの年齢や性別に応じて、外部講師の助産師・看護師2名から「いのちの学習」として性教育を行っている。その際職員もいっしょに研修を行っている。CAP子どもワークの研修も行い、また小学生以下のこどもには「伝えたい生と性」という紙芝居を職員が読んで聞かせ、正しい知識や理解が得られるよう取り組んでいる。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	

【コメント】

不適切行動は発生していないが、生じた場合は全職員で解決に向けて原因等を検討し、施設全体で対応することとしている。精神科医・主治医からの助言、学校や児童相談所・警察など関係機関とは日頃から連携を取れる関係を構築している。

②	A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
	☐ 生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	
	☐ 課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	
	☐ こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	

【コメント】

ユニット構成には人間関係や相性など最大の配慮を行い決定している。職員は常に居場所や行動を見守り、行動等を把握し職員間でも話し合い情報共有し協力体制も構築している。問題が発生しないよう心理療法やソーシャルスキルトレーニングを外部講師からセカンド・サードステップで学び、不適切な行動がないよう施設全体で対応している。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	b
	☐ 心理的ケアを必要とするこどもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
	☐ 心理的ケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	
	☐ 児童相談所と連携し、対象となるこどもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	

【コメント】

心理的ケアの必要なこどもに対して、3名の大学院生の心理士が個別のカウンセリングで心理支援を行っている。支援会議にも心理士が参加しこどもの情報を共有し、職員とも連携が行われている。年6回の定期的な心理面接も受け、カンファレンスやスーパービジョンの実施によって心理的な支援も行っている。今後は人材確保に向けた取組に期待したい。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常にこども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	☐ 学力が低いこどもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、こどもに応じた支援をしている。	
	☐ 障害のあるこどものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	

【コメント】

居室はこどもの年齢に合わせた個室となっており、静かに落ち着いて勉強できる学習環境となっている。日課の中に組み入れて職員のリードで実施し、こどもの希望により学習塾も活用している。個々の学力を把握し、障がいのあるこどもに対しては学力に応じた指導ができるように、担当者と相談しながら支援を行っている。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	
	☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	☐ 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】

進路については本人の意思を尊重し、学校・児童相談所と連携しながら支援している。大学進学希望のこどもには奨学金制度の活用等の進路選択の情報を提供している。退園予定のこどもには「自立支援マニュアル」にもとづき指導や「自立のためのハンドブック」を渡し、フレッシュマンスタート講座を活用し、不安の無いように支援している。

③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 ☐実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。 ☐実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。 ☐実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。 ☐職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。 ☐アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	a
【コメント】 高校生には勤労を体験することにより自立支援に繋がるように支援しており、学校の許可を得てアルバイトをしている。得た報酬は将来に備え預金を第一とし計画的に使うことを学ばせている。また将来に備え運転免許などの資格取得を推奨している。職場実習や体験等にも積極的に参加し経験を積んでいる。	
(10) 施設と家族との信頼関係づくり	
① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 ☐施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。 ☐家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。 ☐面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。 ☐外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。 ☐こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	a
【コメント】 家庭支援専門相談員が中心となって担当職員や児童相談所と連携を取りながらこども・家族等から意見等を聞き信頼関係を構築できるよう相談対応にあたっている。こどもの状況に応じて面会・外出・一時帰宅などのステップに応じた支援を行い、学校行事には職員もいっしょに参加し、こどもとの関係づくりに取り組んでいる。	
(11) 親子関係の再構築支援	
① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 ☐家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。 ☐面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。 ☐児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	a
【コメント】 職員は、交流の前後に必ずこども・親双方の気持ちを確認しながら、信頼関係づくりに努め、家庭復帰に向けた調整を行うほか保護者への養育相談・養育指導を丁寧に行い支援している。家庭支援専門相談員を中心に職員全体で児童相談所と連携し親子関係の再構築に向けて取り組んでいる。	